



マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意!!

～「マイナンバーを教えたことは名義貸し」と脅され数千万円の被害～

マイナンバー制度に便乗した不審な電話などに関する相談が全国で増加しています。

(独)国民生活相談センターによると、マイナンバー制度に便乗して口座番号を聞き出そうとするもの、個人情報の削除を持ちかけたりするなどの不審な電話に関する相談のほか、「あなたのマイナンバーが漏洩している」などとして、別のインターネットサイトに誘導する不審なメールに関するものも寄せられています。

①

～通知や手続きに関するもの～

役所の職員を名乗る者が訪問し、「マイナンバーカード発行にお金がかかる」などと言われ、発行手数料としてお金を騙し取られた。



②

～安全管理に関するもの～

「マイナンバー制度のセキュリティにはお金がかかります。対応しないと高額の前金がかかりますので、契約するように」などといった話をして、商品販売や相談業務契約などを強引にとりつけようとする電話があった。

③

～金銭などを要求するもの～

「有料サイトへの登録料金が未払いになっている」とのメールが届き、記載されている連絡先へ連絡すると、「延滞料金や違約金が発生しており、このままだと裁判になり、訴訟履歴がマイナンバーに登録されることになる」などと言われ、相手に言われるがまま料金を振り込んでしまった。

④

～情報の流出をかたるもの～

「あなたの個人番号が流出している。流出した個人番号や個人情報を削除するので、手数料分の電子マネーカードを購入し、利用番号を連絡してほしい」などと記載されたメールが届き、言われるがまま電子マネーを購入し、利用番号を教えてしまった。



- マイナンバーの手続きにおいて、国や地方自治体が口座番号や年金情報、家族構成などを聞くことは一切ありません。また、ATMの操作をお願いすることはありません。
- 電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さを大げさにうたった商品販売や不正な勧誘などには十分注意しましょう。
- マイナンバーの利用範囲は法律で定められており、マイナンバーから訴訟履歴が明らかになるようなことはありません。

不審な内容の電話やメール、手紙や訪問には応じず、すみやかに相談窓口へ連絡しましょう!

●相談連絡先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
消費者ホットライン ☎188(いやや!) または、☎(0570)064-370
警察安全相談室 ☎#9110 または、☎272-9110
県民生活相談センター ☎277-1003
役場環境経済課 消費生活相談窓口 ☎388-1301

(専門相談員による相談も行っています。＜21ページ参照＞)